

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業実施に関する事務 基礎項目評価書【令和4年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業実施に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和5年4月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業実施に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、給付金の支給する事務を行う。</p> <p>本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定における特定公的給付に指定されており、当該給付を実施するための基礎となる情報を個人番号を利用して管理する。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 次の各号に掲げる者を積極支給対象者として選定するために必要な照会事務 <対象者> (1)令和3年4月分児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者で、令和3年度分の市民税均等割額が非課税の者 (2)令和3年5月分から令和4年3月分までのいずれかの月の分で児童手当又は特別児童扶養手当において、新規申請か増額申請で認定を受けた者で、令和3年度分の市民税均等割額が非課税の者 <取扱事務> ①支給要件の確認に必要な各種情報の照会 ②児童情報、受給者情報及び配偶者情報等の照会</p> <p>2 次の各号に掲げる者を申請による支給対象者として選定するために必要な事務 <対象者> (1)子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っておらず、児童手当又は特別児童扶養手当を受給している者で新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当となった者 (2)平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間に生まれた児童のみを養育している市民税均等割が非課税又は新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当となった者 <取扱事務> ①申請書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。</p>
③システムの名称	手当システム(児童) 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名) 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)3号、4号) 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項)</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>札幌市 子ども未来局子育て支援部子育て支援課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>子育て支援部子育て支援課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>郵便番号060-8611 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

